

船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市マラソン・駅伝実行委員会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、実施するマラソンや駅伝に関する事業に対し、予算の範囲内で必要な経費を補助するため、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

第2条 この交付金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、国、県又は市から補助金等を受ける経費がある場合は、これを当該事業の対象経費からは除くものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費及び修繕料に限る。）
- (4) 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料及び保険料に限る。）
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) その他市長が事業の実施に必要と認める経費

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする実行委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 委員長は、前項の規定により申請するに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、次に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは、交付金の交付決定をするものとする。

(1) 法令等及び予算に違反していないこと。

(2) 目的及び内容が適正であること。

(3) 金額の算定に誤りがないこと。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、委員長が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者である場合は、交付金の交付決定をしないものとする。

4 市長は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金の額の確定において当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付条件）

第5条 市長は、交付金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 交付事業の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、交付金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付決定通知書（第2号様式）により委員長に通知する。

（交付申請の取下げ）

第7条 委員長は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

（特別事由による交付決定の取消等）

第8条 市長は、交付金の交付決定後において、特別の事由が生じたときは、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、交付事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による交付金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り、交付金を交付することができる。

- (1) 交付事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 交付事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(交付事業の遂行)

第9条 交付金の交付決定を受けた委員長は、交付金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業を行わなければならない。交付金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画変更等の承認)

第10条 交付金の交付決定を受けた委員長は、交付金に係る事業（以下「交付事業」という。）の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市マラソン・駅伝実行委員会事業（計画変更・中止・廃止）申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その承認若しくは不承認を船橋市マラソン・駅伝実行委員会事業（計画変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（第4号様式）により委員長に通知する。

(実績報告)

第11条 委員長は、交付事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は交付金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 交付事業の成果
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 第3条第2項ただし書の規定による交付の申請をした委員長は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、その報告に係る交付事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、その旨を船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金確定通知書（第6号様式）により、

委員長に通知する。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、交付事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを委員長に対して命ずることができる。

2 第11条第1項の規定は、前項の規定による命令に従って行う交付事業について準用する。

(交付の時期等)

第14条 交付金は、前条の規定により確定した額を、交付事業が完了した後に交付する。ただし、市長が必要があると認めたときは、完了前に交付することができる。

2 委員長は、前項ただし書の規定により交付事業の完了前に交付金の交付を受けようとするときは、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、交付金を30日以内に概算払により支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、委員長が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 暴力団等であることが判明したとき。

(3) 交付金を他の用途に使用したとき。

(4) 第19条の規定に違反して承認を受けないで交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、交付事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付金の返還)

第16条 市長は、交付金の交付決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金返還命令書（第8号様式）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、委員長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超

える交付金が交付されているときは、期限を定めて、交付金返還命令書により確定額を超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 委員長は、前条第1項の規定により交付金の交付決定が取り消された場合において、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、委員長の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。

4 委員長は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(理由の提示)

第18条 市長は、交付金の交付決定の取消し又は交付事業の是正のための措置の命令をするときは、当該委員長に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 委員長は、交付事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第20条 委員長は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付事業完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、交付事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければ

ればならない。

(調査又は報告)

第21条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、委員長に対して、交付事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第22条 委員長は、交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金に係る消費税仕入控除税額報告書(第9様式)により、交付事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合は、この限りでない。

2 委員長は、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

3 交付金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者氏名

交付金の交付を受けたいので、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

交付年度	年度	交付金の名称	船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金
交付事業	名称		
	目的・内容		
	効果		
経費所要総額			円
交付申請額			円
着手及び 完了予定年月日	着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日		
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他 ()		

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

(1) 交付金交付額の算定

消費税額を対象経費に含めなくて交付金交付額を算定

消費税額を対象経費に含めて交付金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。

(2) (1)で「消費税を対象経費に含めて交付金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他 ()

第2号様式

船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付決定通知書

船橋市教育委員会教ス指令第 号
年 月 日

団 体 名

代表者氏名

様

船橋市長



年 月 日付申請のあった交付金の交付について次のとおり決定したので、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

交付年度	年度	交付金の名称	船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金
交付事業の名称			
経費所要総額のうち 交付対象となる経費		円	
交付決定額		円	
交付予定時期			
交付条件		1. 交付事業の内容又は対象経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること 2. 交付事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3. 交付事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4. 申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、交付金の額の確定において当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取り下げること。

第3号様式

船橋市マラソン・駅伝実行委員会事業
(計画変更・中止・廃止) 申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

交付事業を(計画変更・中止・廃止)したいので、船橋市マラソン・駅伝実行委員会
交付金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
交付年度	年度	交付金の名称	船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金
交付事業の名称			
変更又は中止(廃止) の理由			
(変更の場合) 交付事業の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止(廃止) 年月日	年 月 日(予定)		
添付書類			

第4号様式

船橋市マラソン・駅伝実行委員会事業
(計画変更・中止・廃止)承認(不承認)通知書

船教ス第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

船橋市長 

年 月 日付申請のあった交付事業を(計画変更・中止・廃止)することについて、次のとおり決定したので、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|----|-----|
| 1 承認の可否 | 承認 | 不承認 |
| 2 承認しない場合理由 | | |
| 3 承認に対する条件等 | | |

第5号様式

船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名

交付事業が完了したので、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
交付年度	年度	交付金の名称	船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金
交付事業	名称		
	施行場所		
	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定額			円
既交付額			円
交付対象経費精算額			円
交付事業の経過及び内容			
添付書類	1. 収支決算書 2. 交付事業の成果 3. その他 ()		

第6号様式

船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金確定通知書

船教ス第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名

船橋市長



年 月 日付で実績報告のありました交付事業について、次のとおり交付金の額を確定しましたので、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付要綱の規定により、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
交付年度	年度	交付金の名称	船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金
交付事業の名称			
交付決定額			円
対象経費精算額			円
交付確定額			円

第7号様式

船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付で決定のあった交付金の交付を受けたいので、船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付要綱の規定により、交付金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号
交付年度	年度	交付金の名称	船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金
交付事業の名称			
交付決定額			円
既交付額			円
未交付額			円
今回請求額			円
添付書類	1. 交付金交付決定通知書の写し 2. その他 ()		

第8号様式

船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金返還命令書

船教ス第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名

船橋市長



船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり交付金の返還を命ずる。

返還すべき金額				円
返還期限				年 月 日まで
返還を命ずる理由				
返還方法				
指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会教ス指令第 号	
交付年度	年度	交付金の名称	船橋市マラソン・駅伝実行委員会 交付金	
交付事業の名称				
交付決定額				円
既交付額				円
交付確定額				円

第9号様式

船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付船橋市教育委員会教ス指令第 号により交付決定があった船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金について、下記のとおり報告します。

記

1 交付金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市マラソン・駅伝実行委員会交付金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）